

政令第 号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める

政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号の政令で定める工具は、次に掲げるものとする。

一 ケーブルカッターであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 長さが四十五センチメートル以上であるもの

ロ ラチェット機構（回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせるにより当該刃体を特定方向にのみ回転させる機構をいう。）を備えているもの

ハ 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

二 ボルトクリッパーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 長さが七十五センチメートル以上であるもの

ロ 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

附 則

（施行期日）

1 この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行に関すること。

理 由

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行に伴い、指定金属切断工具を定める必要があるからである。